

## 第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）の概要について

### 1 策定する計画の内容

#### (1) 概要

現行計画である「よこすか障害者計画」と一体のものとして策定した、「第 6 期横須賀市障害福祉計画」及び「第 2 期横須賀市障害児福祉計画」の計画期間が令和 5 年度末で終了するため、新たに令和 6 年度を計画期間の初年度とする、「第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定しました。

本計画では国の基本指針に基づいて、「成果目標」及び「障害福祉サービス等の見込量」を定めています。

#### (2) 根拠法令

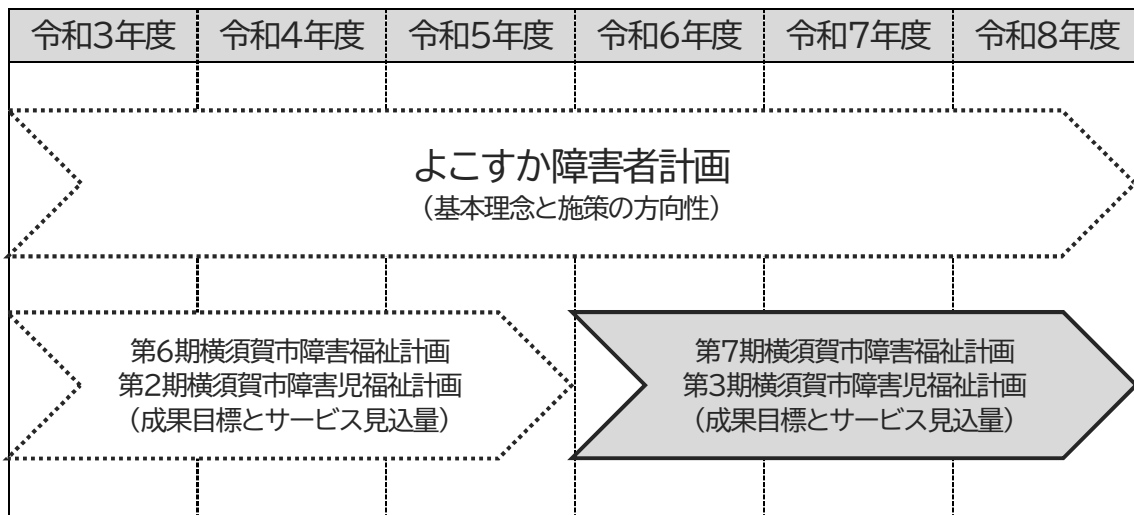
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

#### (3) 名称

第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）

#### (4) 計画期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）まで（3 カ年）



#### (5) 目次

- 第 1 章 計画策定の基本的な考え方
  - 第 2 章 障害者を取りまく現状
  - 第 3 章 成果目標
  - 第 4 章 障害福祉サービス等の見込量等
  - 第 5 章 計画の推進体制等
- 資料編

## 2 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、横須賀市社会福祉審議会に諮問し、同審議会障害福祉専門分科会に「障害福祉計画等検討部会」（以下、「検討部会」といいます。）を設置し、具体的な検討を行っています。

なお、検討部会長には、県立保健福祉大学講師が就任しているほか、障害者施策検討連絡会代表、就労援助センター施設長、障害とくらしの支援協議会会長、障害児を支援する一般社団法人の代表理事、精神障害者団体の会長、横須賀市障害関係施設協議会会長、療育相談センター地域生活支援課長に加え、地域福祉課長、保健所保健予防課長、こども家庭支援課長、児童相談課長、支援教育課長と、障害当事者及び市民公募委員各1名を含む、全15名の委員でご検討いただきました。

## 3 計画策定の経過

- (1) 横須賀市社会福祉審議会：令和5年1月31日  
市長から社会福祉審議会委員長へ諮問  
同日、計画策定について障害福祉専門分科会へ付託
- (2) 障害者計画等検討部会（全7回）：令和5年5月17日から令和6年1月19日まで  
障害福祉専門分科会の下に同検討部会を設置し具体的な検討を実施
- (3) アンケート調査：令和5年6月14日から6月30日まで

対象者	対象者数※	回答数	回答率
障害者手帳所持者・特定医療費（指定難病）受給者証所持者	3,145人	1,170人	37.2%

※障害種別ごとに対象者総数の約30%を無作為抽出

- (4) パブリック・コメント手続：令和5年11月17日から12月6日まで  
意見の提出者数と意見数：13名から89件の意見提出
- (5) 横須賀市社会福祉審議会：令和6年1月31日  
社会福祉審議会委員長から市長へ計画案の答申
- (6) 議会報告・計画公表：令和6年3月13日

## 4 今後の実施・進行管理体制など

- (1) 実施体制  
福祉こども部が中心となり、関係部局、関係機関などと連携をとりながら、総合的かつ効果的な実施を図ります。
- (2) 進行管理体制・評価方法  
横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、着実な進行管理・評価を行います。